

第 1 章 序論

第 1 節 『都市計画法開発許可申請の実務』について

○行政手続法

平成 5 年法律第 88 号

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 申請 法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(以下「許認可等」という。)を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

四～七 (略)

八 命令等 内閣又は行政機関が定める次に掲げるものをいう。

イ (略)

ロ 審査基準(申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。)

ハ・ニ (略)

(審査基準)

第 5 条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

(標準処理期間)

第 6 条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間(法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

1 審査基準

『都市計画法開発許可申請の実務』は、行政手続法第 5 条の規定により、都市計画法の開発許可等について定めた審査基準であり、平成 20 年 4 月 30 日から公表している。

適用対象は、京都府の区域のうち京都市及び亀岡市の区域を除いた区域であり、開発許可等の権限は、知事又は各土木事務所長となる(第 3 章第 1 節 1 及び 3 参照)。

なお、開発許可等に係る相談及び申請等の窓口は、開発許可等の権限に関わらず、全て各土木事務所建築住宅課(開発指導係)となる(第 3 章第 1 節 1 (3)参照)。

2 標準処理期間

行政手続法第 6 条の規定により、都市計画法の開発許可等に係る標準処理期間を定めている(第 2 章第 5 節 2 参照)。

なお、標準処理期間は、申請等に対する処分を行うまでに要する期間の目安であること、申請等に係る補正に要する期間が含まれないことに注意されたい。

第2節 都市計画法制定とその背景

(目的)

法第1条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(都市計画の基本理念)

法第2条 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

(国、地方公共団体及び住民の責務)

法第3条 国及び地方公共団体は、都市の整備、開発その他都市計画の適切な遂行に努めなければならない。

2 都市の住民は、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するため行なう措置に協力し、良好な都市環境の形成に努めなければならない。

1 都市計画の意義

都市計画は、都市内の限られた土地資源を有効に配分し、建築敷地、基盤施設用地、緑地、自然環境を適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保しようとするものである。

このためには、様々な利用が競合し、他の土地の利用との間でお互いに影響を及ぼしあうという性格を有する土地について、その合理的な利用が図られるよう一定の制限を課す必要があるが、都市計画はその根拠として適正な手続に裏打ちされた公共性のある計画として機能を果たすものである。

したがって、都市計画は制限を通じて都市全体の土地の利用を総合的・一体的観点から適正に配分することを確保するための計画であり、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画を定めることを通じて都市のあり方を決定する性格をもつものである。

2 都市計画法の目的

都市計画法は、都市計画の内容である土地利用、都市施設及び市街地開発事業の決定手続を定め、これらの都市計画を実現するために将来の事業の妨げにならないように一定の建築を制限する等の土地利用規制を行い、更には決定された都市計画を実現するための都市計画事業に関する事項を規定している。

法第1条は、都市計画に関して必要な事項を定めることにより、「都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」と規定している。

法第2条は、都市計画の基本的な理念を明示したものである。第一に、都市は市民の生活の場であるとともに個人や企業の経済活動の場であることから、都市計画の究極的な目標は健康で文化的な都市生活と機能的な都市生活の双方の目的を確保することにあることを宣言し、第二に、この目的のためには土地の利用を個人の恣意に委ねることなく、適正な制限を課すことによって合理的な土地利用が図られなければならないことを明らかにしている。また、このような理念に基づいて都市計画を策定するに際しては、都市計画の性格上、農林漁業との健全な調和を図るべきことが述べられている。

法第3条は、健康で文化的な都市生活と機能的な都市生活を確保するという都市計画の目的を実現するためには、国及び地方公共団体が都市計画の適切な遂行に努めるとともに、都市の住民も公的主体の措置に積極的に協力することが不可欠であることに鑑み、第1項において国及び地方公共団体の都市計画遂行の責務を規定し、第2項において都市住民の協力義務を規定している。

第3節 市街化区域と市街化調整区域との区分

(区域区分)

法第7条 都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を定めることができる。ただし、次に掲げる都市計画区域については、区域区分を定めるものとする。

一 次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域

イ 首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地又は同条第4項に規定する近郊整備地帯

ロ 近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域又は同条第4項に規定する近郊整備区域

ハ 中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域

二 前号に掲げるもののほか、大都市に係る都市計画区域として政令で定めるもの

2 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。

3 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする。

1 都市計画区域

都市計画区域とは、いわば都市計画を策定する場ともいうべきもので、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地として指定した区域をいう。

具体的には、次の区域が都市計画区域として指定される。

- (1) 市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域
- (2) 近畿圏整備法等による都市開発区域その他新たに住居都市、工業都市その他の都市として開発し、及び保全する必要がある区域

2 市街化区域と市街化調整区域との区分の意義

市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）は、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和等、地域の実情に即した都市計画を樹立していく上で根幹をなすものである。

市街化区域と市街化調整区域は次のとおり定められており、この区域区分を基礎として、計画的な市街化が図られる。

(1) 市街化区域

- ・ 既に市街地を形成している区域（既成市街地）
- ・ おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

(2) 市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域

3 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画と開発許可の関係

区域区分の制度を担保するものとして創設されたのが開発許可制度である。つまり開発行為等について都道府県知事が許可を行うことで、開発行為について一定の水準を確保し、市街化調整区域では一定の例外的なものを除いて開発行為等を行うことができなくして、都市計画の内容の実現に寄与している。

第4節 開発許可制度の概要

1 開発許可制度の趣旨（『開発許可制度の解説』から）

昭和 30 年代に始まるわが国経済の発展、産業構造の変化等に伴って、全国的に産業と人口の都市への集中が激しくなり、広範に都市化現象が進行した。これに伴って、既存の大都市や地方の拠点都市の周辺における工場用地、住宅用地等の需要は膨大な量にのぼり、地価の騰貴等により工場や住宅が交通手段の改善とも相まって外へ外へと拡大し、著しい土地利用の変貌をもたらす結果となった。

特に、大都市周辺部においては、この動きが著しく、工場や住宅の立地が地価の動向に引き回され、開発に適しない地域において、いわゆる「バラ建ち」のごとき単発的开发が行われた。農地及び山林が蚕食的に宅地化されて無秩序に市街地が拡散し、道路も排水施設もない不良市街地が形成されるというスプロール現象を生じることになり、種々の弊害をもたらすこととなった。

このような不良市街地を発生させた背景には、近代的な都市の水準からみた場合に、宅地に対して要求される最低限度の公共施設である道路、排水施設すらも備えていないような土地でも宅地として市場性をもち得ることのほか、そのような土地であっても、いったん人が住みついてしまえば地方公共団体が事後的に道路、下水道等の公共施設を整備せざるを得なくなることで、電気、ガス及び水道の設備も追従的に整備されること等の事情があった。しかし、このような不良市街地が大量かつ急激に形成されるために、地方公共団体による公共施設の整備が追いつかず、そのため、排水施設の不備により周辺に溢水の被害を及ぼす、道路が不備なため円滑な交通が阻害され、消防活動に支障をきたす等の弊害を生じる結果となった。しかも、スプロールの進行により不良市街地がいったん形成された後、地方公共団体は後追いのきわめて非効率な公共投資を余儀なくされることとなる。このようなスプロールの弊害を除去し、都市住民に健康で文化的な生活を保障し、機能的な経済活動の運営を確保するためには、総合的な土地利用計画を確立し、その実現を図ることが必要であった。

このため、都市計画法では、都市地域を、既成市街地及びおおむね 10 年以内に市街化を促進する区域としての市街化区域と当面市街化を抑制すべき区域としての市街化調整区域に分けることとして、段階的かつ計画的に市街化を図っていくこととしたのである。

そして、このような市街化区域及び市街化調整区域の制度を担保するものとして創設されたのが開発許可制度である。すなわち、市街化区域及び市街化調整区域においては、主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（開発行為）を都道府県知事の許可に係らしめて、これにより、開発行為に対して一定の水準を保たせるとともに、市街化調整区域内にあっては一定のものを除き開発行為を行わせないこととして、これらの目的を達しようとしているものである。

さらに近年、既成市街地で空家や空地が発生する一方、中心市街地に比して地価が低廉な市街地外で小規模な住宅開発が行われるといった状況が発生しており、これに対応するため開発許可制度の重要性が高まっている。

こうした中で、開発許可制度は、市町村マスタープラン、都道府県マスタープランや立地適正化計画等、まちづくりの将来像を示すマスタープランの内容を実現する手段の一つとして機能することが期待されており、適正な都市的土地利用の実現がその目的の一つとなっている。また、人口減少・高齢化及び財政制約等に対応したコンパクトシティを形成するための手段として、開発許可制度については厳格な運用が望まれている。

2 開発許可制度の構成

開発許可制度は、都市計画法第 29 条から第 51 条までを指す。

- (1) 開発行為の許可(法第 29 条)
開発行為をしようとする者は、あらかじめ都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長(以下、この節において、「知事等」という。)の許可を受けなければならない。
- (2) 開発許可の申請手続(法第 30 条)
開発許可を受けようとする者は、法令で定めた申請書と添付書類を知事等に提出しなければならない。
- (3) 設計者の資格(法第 31 条)
開発区域の面積が 1 ha 以上の開発行為に関する工事の設計に係る設計図書は、宅地開発等の技術に関する有資格者が作成したものでなければならない。
- (4) 公共施設の管理者の同意等(法第 32 条)
開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ開発行為に関係がある公共施設の管理者の同意を得るとともに、開発行為によって設置される公共施設を管理することとなる者等と協議しなければならない。
- (5) 開発許可の基準(法第 33 条・34 条)
開発許可の基準は、宅地が一定の技術的水準を確保するための技術基準(法第 33 条)と市街化調整区域での開発行為を例外的に許可するための立地基準(法第 34 条)がある。
- (6) 開発許可の特例(法第 34 条の 2)
国又は都道府県等が行う開発行為は、知事等との協議が成立することをもって、開発許可があつたものとみなす。
- (7) 開発行為の変更許可(法第 35 条の 2)
開発許可を受けた者は、開発行為に関する設計等を変更しようとする場合は、知事等の許可を受けなければならない。
- (8) 地位の承継(法第 44 条・45 条)
相続人等は、開発許可等に基づく地位を承継する(法第 44 条)。
工事を施行する権原を取得した者は、知事等の承認を受けて開発許可に基づく地位を承継することができる(法第 45 条)。
- (9) 開発行為の廃止(法第 38 条)
開発許可を受けた者は、開発行為に関する工事を廃止したときは、遅滞なく知事等に届け出なければならない。
- (10) 完了検査と完了公告(法第 36 条)
開発行為に関する工事が完了した場合には、工事が許可の内容に適合しているかどうかを検査し、適合していると認めたときは、検査済証を交付し、工事完了の公告を行う。
- (11) 公共施設の管理及びその敷地の帰属(法第 39 条・40 条)
開発行為によって設置された公共施設は、他の法律に基づく管理者が別にあるとき等を除き、工事完了の公告の日の翌日から、その公共施設の存する市町村の管理に属する。
また、それらの公共施設の敷地は、原則としてその公共施設の管理者に帰属する。
- (12) 建築等の制限(法第 37 条・42 条・43 条)
ア 工事完了の公告までの建築等の制限(法第 37 条)
イ 開発許可を受けた土地における建築等の制限(法第 42 条)
ウ 市街化調整区域内の土地における建築等の制限(法第 43 条)
- (13) 開発登録簿(法第 46 条・47 条)
開発許可の内容や、許可に際して課された制限は、常に一般市民が知り得る状況になければ規制の実効性もあがらず、土地取引の安全性も害されることになる。
そのため、知事等は、開発登録簿を備えて、開発許可の内容と一定の事項を登録し、広く公衆の閲覧に供することとしている。

3 開発許可制度における許可が必要な主な条項及び許可基準

開発許可制度において許可が必要な条項は、主に次の 3 つである。

また、各条項とも許可の基準は技術基準と立地基準の 2 つである。

条項	対象	許可基準	
		技術基準	立地基準※ ¹
法第29条	開発行為	法第33条	法第34条
法第42条第 1 項 ただし書	開発許可を受けた開発区域 内における予定建築物 等以外の建築等	法第33条を勘案※ ²	法第34条に準じる※ ²
		法第29条又は第43条で許可不要となるもの（ 農林漁業用施設、公益施設等）※ ²	
法第43条第 1 項	市街化調整区域のうち開 発許可を受けた開発区域 以外の区域における建築 物の新築、改築、用途の 変更、第一種特定工作物 の新設	令第36条第 1 項第 1 号及び 2 号（内容は 法第33条と同様。）	令第36条第 1 項第 3 号（内容は法第34条 と同様。）

※ 1 立地基準は、市街化調整区域にのみ適用される。

※ 2 明文化されていないが、このように取り扱う。

4 開発許可制度の改正経過

開発許可制度は、昭和 43 年に制定された都市計画法において、(旧)住宅地造成事業に関する法律(昭和 39 年法律第 160 号)を発展的に解消して誕生した。

(1) 昭和 49 年の改正(昭和 50 年 4 月 1 日施行)

- ア 開発許可制度の適用区域が非線引き都市計画区域に拡大された。
- イ 特定工作物に係る開発行為も許可対象とされた。
- ウ 樹木の保存及び表土の保全並びに緩衝帯の設置を義務付ける規定が追加された。
- エ 既存宅地確認制度が新設された(平成 13 年に廃止)。
- オ 火薬庫、沿道サービス施設等の適用が施行令に規定された。

(2) 昭和 55 年の改正(昭和 56 年 4 月 25 日施行)

良好な環境の街区形成を図ることを目的とし、地区計画制度、沿道整備計画制度が都市計画法に導入されたことに伴い、開発許可制度においてもこれが定められている場合には開発行為の内容がそれに則していなければならないことが開発許可基準に追加された。

(3) 昭和 58 年の改正(昭和 58 年 7 月 1 日施行)

市街化調整区域の大規模開発の最低規模を 20ha から都道府県の規則により 5ha まで引下げることができることとされた(平成 18 年に廃止)。

京都府においては、昭和 59 年の京都府都市計画法施行細則の一部改正において大規模開発の面積要件を 5ha へ引下げ(ただし、中北部の産業振興等に限定)、平成 4 年には条例化し、線引きされた全ての都市計画区域で、産業振興等のほか住宅開発も含める同一の目的・種別の適用規定に改正した(対象となる条項は平成 18 年に廃止)。

(4) 平成 4 年の改正(平成 5 年 6 月 25 日施行)

- ア 許可不要主体へ委任市等が追加された(平成 18 年に国、都道府県とともに許可不要から協議に改正)。
- イ 近郊整備区域内の市街化区域の対象面積が 1,000 m²から 500 m²に引き下げられた。
- ウ 自己業務用の開発行為について、従来適用されなかった道路公園等の公共空地の基準、給水施設等の基準が適用された。
- エ 予定建築物等の敷地が開発区域外の既存の道路のみに接して配置される場合における前面道路に関する基準が緩和された。
- オ 変更許可に関する規定(軽微な変更についての規定)が追加された。
- カ 開発登録簿に法第 41 条及び法第 42 条の事項を記載することとされた。
- キ 違反物件の悪意の取得者に対する監督処分等を規定した。

(5) 平成 6 年の改正(平成 7 年 4 月 1 日施行)

中核市制度の創設に伴い、中核市の事務権限が強化された。

(6) 平成 10 年の改正(平成 10 年 11 月 20 日施行)

市街化調整区域において地区計画に適合する開発行為が許可対象として追加された。

(7) 平成 11 年の改正(平成 12 年 4 月 1 日施行)

機関委任事務制度の廃止及びそれに伴う事務区分の再構成がなされた。

(8) 平成 12 年の改正(平成 13 年 5 月 18 日施行)

- ア 開発許可制度の適用区域が都市計画区域外に拡大された。
- イ 公共施設管理者等の同意・協議の観点が明確化された。
- ウ 条例によって技術基準の強化・緩和、最低敷地規模に関する規制が可能とされた。
- エ 市街化区域に隣接等する市街化調整区域における条例で定める一定の開発行為及び市街化を促進するおそれがない等と認められる条例で定める開発行為が認められるこ

ととされた。

オ 既存宅地確認制度が廃止された。

(9) 平成 15 年の改正（平成 15 年 12 月 19 日施行）

権利義務に係る規制を行うための基本的な規範の定立を条例に委任することとされた。

(10) 平成 16 年の改正（平成 16 年 12 月 17 日施行）

景観法の景観計画区域内において開発許可基準の上乗せが可能とされた。

(11) 平成 18 年の改正（宅地造成等規制法の一部改正関係）（平成 19 年 4 月 1 日施行）

ア 平成 16 年に発生した新潟県中越地震において盛土造成地で地滑りの崩落による被害が発生したことを踏まえ、新規宅地造成に係る耐震性を確保するための技術基準を法令上明確にするため宅地造成等規制法が改正され、併せて開発許可基準も改正され、次の技術基準が追加された。

- ・ 排水施設として、地下水を排除する工法を追加
- ・ 盛土の締固め等を確実に施工する旨を明記

イ 宅地造成等規制法について、都市計画法による開発許可を受けた宅地造成工事については、宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の許可が不要とされるとともに、宅地造成工事の変更許可が新設された。

(12) 平成 18 年の改正（都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律関係）（平成 19 年 11 月 30 日施行）

ア 従来開発許可不要であった社会福祉施設、医療施設、学校等が開発許可を要するものとされた。

イ 従来開発許可不要であった国、都道府県等が行う開発行為が協議成立を要するものとされた。

ウ 市街化調整区域において、大規模な計画的開発を許可できる基準（法第 34 条第十号イ）が削除された。

(13) 平成 23 年の改正（平成 24 年 6 月 13 日施行）

東日本大震災での甚大な津波被害を踏まえて制定された津波防災地域づくりに関する法律の制定に伴い、同法に規定する津波災害特別警戒区域内の開発行為の許可において、同法に規定する技術基準に適合すること、及び完了検査後の公告に関して同法と同様の手続を求めることとされた。

(14) 平成 25 年の改正（平成 26 年 4 月 1 日施行）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第三次分権一括法）により、それまで 5 人又は 7 人をもって組織するとされていた開発審査会について、5 人以上で組織できることとされた。

(15) 平成 26 年の改正（平成 26 年 8 月 1 日施行）

ア 立地適正化計画制度の創設を内容とする都市再生特別措置法等の一部を改正する法律により、新たな地域地区として特定用途誘導地区が創設され、開発区域内の土地について特定用途誘導地区が定められている場合に、予定建築物等の用途が当該地区内における用途の制限に適合するよう技術基準が改正された。また、同じく新たな地域地区として創設された居住調整地域については、特定開発行為及び特定建築等行為について、当該地域を市街化調整区域とみなして立地基準を適用することとされた。

イ 行政不服審査法の全部改正に伴い、法第 50 条から第 52 条までの不服申立ての規定が改正され、不作為についての審査請求は開発審査会に代えて知事に対してすることもできることとされるとともに、審査請求と訴訟との関係に係る法第 52 条が削除された。

(16) 令和2年の改正（令和3年1月1日施行）

規制改革により、許可申請書等における押印を不要とする規則改正が行われた。

京都府においては、許可申請書等における押印を不要とする細則改正を行った一方、委任状及び開発区域内の権利者の施行同意書への実印による押印は継続することとした。

(17) 令和2年の改正（都市再生特別措置法等の一部を改正する法律関係）（令和4年4月1日施行）

頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害危険区域等における開発抑制、移転の促進等、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる法及び政令の改正が行われた。

ア 法第33条第1項第八号の規制対象に自己業務用の施設が追加され、災害危険区域等における自己業務用の開発行為が原則禁止された。

イ 災害危険区域等からの移転の目的で行う市街化調整区域内における開発行為等について、許可できることとする立地基準（法第34条第八号の二）が追加された。

ウ 法第34条第11号、第12号及び政令第36条第1項第三号ハの規定により都道府県が条例で市街化調整区域において開発許可等を行い得る区域等を定める際の基準について、災害の防止等の事情を考慮することが法律上明確化されるとともに、政令において条例で定める区域から災害危険区域等及び浸水想定区域のうち住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域を除外しなければならないことが明確化された。

(18) 令和3年の改正（特定都市河川浸水被害防止法等の一部を改正する法律関係）（令和3年11月1日施行）

法第33条第1項第八号の規制対象に、浸水被害防止区域（特定都市河川浸水被害防止法）が追加された。

(19) 令和4年の改正（宅地造成等規制法の一部を改正する法律関係）（令和5年5月26日施行）

宅地造成等規制法の抜本的改正に伴い、改正法による新たな規制区域に係る基準が法第33条第1項第7号の表に追加された。

(20) 京都府内における盛土規制法の本格施行（令和7年5月1日施行）

府内での規制区域指定に伴い、宅地造成等規制法から宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）への抜本的な改正による経過措置が終了し、同法の本格施行が開始された。

ア 府内全域が宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域のいずれかに指定された（指定日：令和7年5月1日）。

イ 開発許可を受けるもののうち、盛土規制法の許可を要する規模の土地の形状の変更を伴うものについては、同法の技術基準（降雨強度 20mm/10min(=120mm/h) 等）への適合が必要となった。

ウ 開発許可に係る技術基準については、「宅地防災マニュアル」から「盛土等防災マニュアル」によるものへと取扱いが変更となった。

第5節 京都府の都市計画区域と開発許可

1 都市計画区域と開発許可の関係

区 域			開発許可の対象	適用基準
都市計画区域	線引き都市計画区域	市 街 化 区 域	500㎡以上の開発行為 [福知山市及び舞鶴市は1,000㎡以上の開発行為]	技術基準
		市街化調整区域	面積にかかわらず全ての開発行為 [立地できる建築物が限定]	技術基準 立地基準
	非線引き都市計画区域		3,000㎡(0.3ha)以上の開発行為	技術基準
都 市 計 画 区 域 外			10,000㎡(1ha)以上の開発行為	技術基準

2 都市計画区域の指定状況一覧

(1) 市街化区域と市街化調整区域との区分を定めている都市計画区域（線引き都市計画区域）及び市町

都市計画区域	市 町
京 都	京都市※、向日市、長岡京市、大山崎町、久御山町(一部)、八幡市(一部)
宇 治	宇治市※、城陽市、久御山町、井手町※
綴 喜	八幡市、京田辺市
相 楽	木津川市※、精華町
南 丹	亀岡市※、南丹市※
福 知 山	福知山市※ ((2)の区域あり)
舞 鶴	舞鶴市※

※ 都市計画区域外の区域を有する。

(2) 市街化区域と市街化調整区域との区分を定めていない都市計画区域（非線引き都市計画区域）及び市町

都市計画区域	市 町
宇治田原	宇治田原町※
丹 波	京丹波町※
大 江	福知山市※ ((1)の区域あり)
綾 部	綾部市※
宮 津	宮津市※、与謝野町※
京 丹 後	京丹後市※

※ 都市計画区域外の区域を有する。

3 都市計画区域の指定状況図（令和7年5月1日現在）



凡 例	
	線引き都市計画区域（線引きは義務制）
	線引き都市計画区域（線引きは選択制）
	非線引き都市計画区域（一部で用途地域の指定あり）
	非線引き都市計画区域

4 区域別・開発許可制度の適用時期

年月日	都市計画区域名													備考
	京都	宇治	綴喜	相楽	南丹	福知山	舞鶴	綾部	宮津	京丹後	丹波	宇治田原	大江	
S39.10.1	[旧]住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号) 施行													
S40.10.1	※京都市のみ 住造規制 区域指定													建設省告示第2790号
	※京都市以外 住造規制 区域指定	住造規制 区域指定	住造規制 区域指定	住造規制 区域指定	※旧本津町のみの 住造規制 区域指定									建設省告示第2200号
S41.8.1		5,000㎡以上												S44.6.14施行 都計区域変更あり
S46.12.28	新都市計画法(昭和43年法律第100号) 成立													
S50.4.1	当初線引き 1,000㎡以上													S49法律第67号
S56.12.25									附則4項施行 3,000㎡以上				都計区域変更あり	
S61.3.28									当初線引き 1,000㎡以上					
S63.9.27											都計区域 指定	都計区域 指定		宇治都計から除外し 単独都計指定
H4.11.10												都計区域 指定		
H5.6.25	対象面積引下げ 500㎡以上													H4法律第82号
H13.5.18	29条2項 施行													H12法律第73号
H28.5.10									附則4項削除、29条1項に統合 3,000㎡以上			1万㎡以上	綾部都計線引き廃止	